平成２２年（フ）第１４８号
広島市佐伯区皆賀１丁目12番73―４号
債務者　大久保とみ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９号
広島市西区草津梅が台10番１号　医療法人社団更生会草津病院、住民票上の住所広島市中区上幟町１番15―503号
債務者　永田　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１号
広島県東広島市西条町寺家6398番地７エクセレスＢ101
債務者　宮田寿永子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５号
広島市中区基町16番17―443号
債務者　北本　文子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８号
広島市安佐北区落合１丁目34番23号
債務者　西村スミ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
広島県東広島市八本松町飯田531番地
債務者　松田　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
広島市安佐北区深川４丁目20番26号　第４木村荘６号
債務者　山口　洋司
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘61番22号浜荘
債務者　峠　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５号
広島県東広島市高屋町高屋東2398番地７
債務者　荒谷　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
広島市佐伯区湯来町白砂3442、住民票上の住所広島市佐伯区湯来町大字多田691番地
債務者　白井　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
大分市大字皆春108番地の２コスモシティ皆春708
債務者　竹谷　　忠
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
沖縄県那覇市曙１丁目16番22号　仲松アパート202、住民票上の住所沖縄県沖縄市池原５丁目２番16号　池原グリーンマンション305
債務者　山内　正士
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０号
沖縄県那覇市字小禄696番地　大栄住宅ビル203
債務者　大江　貞夫
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目248番地２渡久平アパート102号
債務者　城間　久子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２号
群馬県みどり市笠懸町鹿4632番地３　中島ハイツ205
債務者　片山　時彦
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第７８号
沖縄県名護市字親川431番地
債務者　新城　　明
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月３日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道苫小牧市柏木町１丁目21番４号　柏木シンフォニー２Ｂ
債務者　佐藤　一男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部